

平成十年十月十六日提出
質問 第二四号

環境影響評価法の施行に関する質問主意書

提出者 大野由利子

環境影響評価法の施行に関する質問主意書

明年六月、環境影響評価法が施行されるに当たり、以下、質問する。

一 環境影響評価法で定める対象事業について、施行日である明年六月十二日時点で環境影響評価書案いわゆる準備書について、公告、縦覧、説明会の開催手続きが終了していない場合は、たとえ施行日以前から環境影響評価書案（準備書）の作成準備に取り掛かっても、新法に従ってスコーピング手続き等に入るべきものと判断するが、確認したい。

二 また、新法施行に当たっての経過措置の規定があるが、新法にあるスコーピング手続き等を踏まえなくても認められるケースは、どのような場合なのか、明らかにされたい。

右質問する。